



2025 年 5 月 9 日

各 位

会社名 日本精線株式会社
代表者名 代表取締役社長 利光 一浩
(コード番号：5659 東証プライム)
問合せ先 執行役員総務部長 谷口 裕一
(TEL 06-6222-5431)

支配株主等に関する事項について

(1) 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等 (2025 年 3 月 31 日現在)

商号、名称又は氏名	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
大同特殊鋼株式会社	親会社	50.46	0.17	50.63	株式会社東京証券取引所市場 プライム市場 株式会社名古屋証券取引所市場 プレミアム市場

(注) 議決権所有割合については、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(2) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引
関係や人的・資本的关系

当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は間接所有分を含め当社議決権の 50.63%を所有しており、当社は、同社グループの中でステンレス鋼線の 2 次加工及び関連事業に携わっております。

大同特殊鋼株式会社は当社にとって原材料の重要な供給元であり、当社は同社の子会社を通じて原材料を仕入れております。その他、同社グループ各社とは仕入・販売等の取引関係がありますが、同社及び同社グループ各社との間に資金の貸借、保証等はありません。

また、当社取締役 7 名のうち 1 名は同社の執行役員、2 名は同社出身者であります。また、同社グループから従業員 2 名を出向者として受け入れております。

(役員の兼務状況)

(2025 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
取締役	高宮 伸	大同特殊鋼株式会社 執行役員鋼材営業本部長	ステンレス鋼の国内販売や輸出に関して 深い知識と経験を有しており、その経験 や知見を当社の経営に反映いただけるも のと判断したため。

(注) 当社の取締役 7 名、監査役 4 名のうち親会社との兼任役員は、当該 1 名であります。

(出向者の受入れ状況)

(2025 年 3 月 31 日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
設備部	1 名	大同特殊鋼株式会社	設備部門強化のため、当社より依頼。
生産業務部	1 名	大同興業株式会社	材料受入部門強化のため、当社より依頼。

(注) 2025 年 3 月 31 日現在の当社の従業員は 596 名であります。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等、また、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策と状況

大同特殊鋼株式会社は原材料の重要な供給元であります。複数購入先の一社であり、これに伴う事業上の制約はないと判断しております。

また、当社の取締役 7 名のうち、3 名が同社の執行役員及び出身者であります。当社は、大同特殊鋼グループ出身者以外の独立社外役員として 3 名の取締役及び 2 名の監査役を有するなど、上場企業として経営の独立性を確保し、自らの責任で経営を行っており、同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様、個別の協議により決定しております。

従いまして、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社とは緊密な協力関係を保ちながらも事業活動を行う上での特段の制約はなく、独自に事業活動を行っており、親会社等からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

(3) 支配株主等との取引に関する事項

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係
親会社	大同特殊鋼(株)	名古屋市東区	37,172	特殊鋼鋼材等の製造販売	(被所有) 直接 50.46 間接 0.17	・原材料の供給元 ・役員の兼任等
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		ステンレス鋼線等の販売		226	電子記録債権 売掛金	83 19

(注 1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(4) 親会社等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、品質・価格・納期等の取引条件を勘案し、一般取引先と同様、個別の協議により決定しており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

また当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任するとともに、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、全ての独立社外取締役及び独立社外監査役で構成された特別委員会を設置しております。

以 上